

動物虐待

この記事には**複数の問題があります**。[改善](#)や[ノートページ](#)での議論にご協力ください。



- 信頼性について **検証が求められています**。確認のための **情報源** が必要です。（2009年6月）
- **独自研究** が含まれているおそれがあります。（2012年3月）



この記事には**暴力的または猟奇的な記述・表現が含まれています**。[免責事項](#)もお読みください。

動物虐待（どうぶつぎゃくたい）とは、**動物**に対する**虐待**（加虐行為）のこと。不当な**暴力**をふるったり、その習性・性質を無視して扱ったり、保護責任があるにもかかわらず**遺棄**や**放置**（飼育放棄・**ネグレクト**）したりする行為を指す。

対照的な語として、**動物愛護**（**動物福祉**）がある。



メアリの処刑、1916年

目次

概要

問題意識の所在

日本における動物虐待行為の取り扱い

歴史

他の事件との関連性

脚注

関連項目

概要

特に動物に対する加虐行為では、加虐する側の性格的な問題も見られ、虐待を受けた動物の状態によって他の人が不快感を催したり、虐待を行う人間に対して不快感・不信感を抱くケースがある（**矢ガモ事件**など）

この行為の多くは、数量の上では自分の飼っている**ペット**や**家畜**に対する飼育行為の不備や怠慢に拠るものが最も多いとされ、一部には自分の所有するそれら動物に対して暴行を働いたり殺害する行為が含まれる。その一方では他人の所有物であるペットや家畜、または付近の野良猫や野生動物への加虐（暴行・殺害）行為も存在し、特に**所有権**の問題も絡んで、多くの社会では**犯罪行為**（**器物損壊**）と見なされる。

近年では**人道**上の見地や**犯罪抑止**の観点から、自己の所有する動物に対する虐待行為も**犯罪**として見なされるようになり、また飼育動物の遺棄に関しては、遺棄された動物が周辺に迷惑を掛ける事もあるため、これも**犯罪行為**と見なす所は多い。この他、**道徳**の範疇に於いて無意味な暴力・殺害が忌避される事から、動物に対するそれら行為でも、一定の**嫌悪感**を他の人に与える。

アニマルスポーツ全般に対して、虐待ではないかという見解もある。しかし、例えば、ばんえい競走においては「馬と騎手との信頼関係が形成されている」という意見がある^[1]。歴史的には、狐潰しのような、毎回ほとんどの動物が死に至る競技もあった。スペインにおける闘牛は、動物愛護の高まりもあり「闘牛禁止法」ができた地域も近年ある。

また、虐待とは異なるという考え方もあるが「調教師・飼育員などの人間を死亡させたけじめ」として、結果的に処刑・殺処分された動物もいる（メアリ、トプシー、ブラック・ダイヤモンドなど）^[2]。

問題意識の所在

動物でも、哺乳類等の、一般的にペット等の愛玩動物として扱われる事が多い種類の物では、それらを不当に扱う・扱われる事に、一定の不快感を覚える人が多いとされる。その一方で、自身のストレスから加虐を行う人も一定数存在する他、加虐する・またはその行為を見る事で性的興奮をおぼえとする人も存在し、代替として昆虫やカエル等を用いるアダルトビデオが合法的に流通している現状がある。（これについて獣姦の項を参照のこと）

また動物には人間とは違った様々な習性や性質があり、それらを熟知していないと、動物に不快感を与えるだけでなく、その健康を損なう事もあるため、動物の健康的な状態を維持するためには、それら知識に沿った飼育を行う必要があるが、それを怠ったり、意図的に劣悪な環境で飼育するケースが見られる。

動物は不快な状況に対して、それを避けようとする行動が見られ、それらが意思の発露と受け止められ、意思や知能のある生き物に対して加虐する行為は、その生命に対する冒瀆であると考えられる人々がいる。また、不適切な動物の取り扱い、社会に迷惑と成りやすい。特に加虐・殺害した動物の死骸を放置する行為に到っては、周辺住民の恐怖心・不快感を煽り、環境衛生面での問題も起こし易い。

日本における動物虐待行為の取り扱い

日本では、愛護動物^[3]に分類される動物の扱いに対して、罰則付きの虐待禁止を謳った動物の愛護及び管理に関する法律（通称、動物愛護法）によって、様々な規制を設けている。主な罰則対象行為は以下の通り。

みだりに殺し、又は傷つける

二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金

みだりに給餌又は給水をやめることにより衰弱させる等

百万円以下の罰金

遺棄

百万円以下の罰金

この他にも動物を取り扱う業者に対しては、環境省令または都道府県や指定都市で定められた所の「動物の健康及び安全を保持する」のに必要と思われる基準があり、これを遵守せず勧告も無視した場合には、30万円以下の罰金が科せられる。また虚偽の申告をする等を行っている場合は20万円以下の罰金となっている。とさつは動物の殺害であるが、動物を苦しめないで殺す方法が講じられ、これは「みだり」には含まれない。ネズミは哺乳類であるが、ペットを殺す場合には動物虐待に相当するが、野生のネズミを殺鼠やネズミホイホイで殺す場合は動物虐待とはみなされない。

2005年に入って、以前より問題視されていたペットショップ等の動物販売業に於ける不当な「商品」の取り扱いに関して、政府与党は動物愛護管理法の改正を検討中で、従来の届け出制から、地方自治体の許認可制へと切り替えようという動きがある。同改正案成立の場合には、自治体が動物取り扱い業者に指導を行い、従わなければ営業の取り消しを行えるとされる。過去幾度も指摘されていた、店頭における管理の悪い業者は、今後淘汰される可能性がある。

他、動物を虐待目的で引き取ったケースについて、詐欺罪が適用された例がある^[5]。

なお参考までに、欧米の事情では『飼い犬が朝食のベーコンエッグを盗み食いしたら飼い主は容赦しない。しかしそれでも叩くのはまれである。身体ディスプレイもしくは言語的手段によって根気よく諭す。もしたたく場面を隣人に見つかったら即座に911番（日本の110番及び119番に相当）通報され、逮捕される』と言われる。米国では警察だけでなく、動物虐待に関する民間の団体も限定的ではあるが警察としての権限を有しており、虐待に関する意識はきわめて高い。（アメリカ動物虐待防止協会の項内を参照）

歴史

古く動物は、人間によって支配され、消費されるべき物だという思想は、キリスト教などの宗教によって強化されながら支持されてきたが、近代に於いては単純に消費していった場合に、次第に人間自身の生活環境の悪化（狩猟によって得られる食料の減少・劣悪な環境に集めて飼育する事によって発生する悪臭など）が見られたため、次第に「動物でも、保護され、一定の快適な環境を提供されるべきだ」という考え方が生まれた。

またペットの場合、劣悪な環境で飼育された場合と、快適な環境（または動物の習性や性質に適した扱い）を宛がわれた場合に於いて、動物の反応に明らかな違いが見られる。湿った薄暗い裏庭に繋がればなしで、餌は不十分・散歩にも連れて行かれない犬と、日の当たる十分な広さを持つ庭で、十分な餌と適度な運動（散歩など）を宛がわれた犬とでは、性格の面で顕著な違いが出る。前者の犬は四六時中吠えたり、敵意を丸出しにして噛み付く、小さな物音にも怯えて暴れるといった、ペットとしては不適切な行動が目立つが、後者の犬では人に良く懐き躰に従順である事が多い。

この他にも、様々な動物の行動に対する観察から、動物にも快・不快を感じる事の出来る感受性があり、その感受性が性格に影響する事が広く知られるようになり、また行動科学の面では動物の扱いから人間を含む動物の心理面での働きが研究され、動物にも喜怒哀楽といった心に相当する知能的な働きが見られるとする報告が成されるようになった。

こうして次第に、動物の心に対する理解が生まれると、これら動物を不当に扱う行為に対しての嫌悪感も発生、各種動物愛護団体が近代以降、次第に形成されるようになっていった。これらの団体では、動物の習性を調査し、適正な取り扱いを求める事で、より良い社会が作られると主張している。また不適切な動物の取り扱いは衛生面での問題を発生させやすく、更には周辺の人間にも、臭気によってや不当な取り扱い行為に対しての不快感を催させる事もあって、官公庁においても、動物の取り扱いに一定のガイドライン（法律）を設けるに到った。

また1970年代以降、米国に於ける犯罪学にて、動物に対して虐待（残酷な方法で殺害する行為を含む）を行う事を好む傾向と、銃乱射や暴行事件・快楽殺人などの性格異常等に於ける関連性が調査されたが、多くの人を殺傷した凶悪犯罪者や暴行事件の犯人などに、過去の動物虐待経験などの顕著な関連性が見出され、注目を集めている。その一方で、動物虐待行為を愛好する人が一定のサイト上に集まる（地下）コミュニティでは、凶悪犯罪者をアンチヒーローのように祀り上げる傾向も見られるとする報告もあり、性格の異常性と動物の虐待を関連付けて考える人も少なからずある。

他の事件との関連性

検挙された犯罪者の日常に於ける素行調査にて、動物虐待（特に残虐に殺害するなど）傾向との関連性を指摘する統計は多い。同種の調査はプロファイリング等の犯罪心理学方面が発達している米国に於いて顕著ではあるが、日本に於いても、2004年の奈良市小1女児殺害事件にて容疑者男性が度々勤務先の犬を蹴っていたとする目撃証言や、東京・埼玉連続幼女誘拐殺人事件の容疑者男性が年少時より動物に残虐な行為を繰り返していたとする証言、池田小児童殺傷事件の容疑者男性が小中学生時代に猫を火などで殺害していたとする証言、神戸連続児童殺傷事件にて犯人とされる少年が猫を殺害、たびたびその死骸を放置して周囲の反応を楽しんだとされる等、凶悪事件との関連性を指摘する声は多い。2000年代終盤の頃に猫の大量殺害容疑で逮捕されたイスラエルのある少年は、猫の殺害に飽き始めた頃から、人間に対して同じ行為を行う計画を練り始めていたと供述した（類似事件の容疑者として語られたロスティスラフ・ボゴスレフスキーは、大量の野良猫に加え複数の人間をも殺害している）^[6]。

その一方で、児童虐待を受けた子供の中には、自分の受けた虐待行為を、動物に対して行う傾向が見られる。これらの児童や少年・青少年では、抑圧された自己を動物に准えて虐待する傾向があるとされ、児童虐待のあった、またペットが飼われている家庭において、33%の虐待を受けた児童が動物（自分の家のペット）を虐待する傾向が見られたという。（1983年ニュージャージー・青少年家族サービス調査による）また児童虐待が行われたペットが居る家庭において60%に、ペットも児童同様に虐待を被っていたとされる報告も挙がっている。

未成年者、特に幼い児童の多くでは、故意にせよ偶発的なものにせよ、一定の動物虐待行為（昆虫を含む）が見られるが、一般ではそれらは年齢を上につれて終息する傾向が顕著である。しかし一部には20代を過ぎても動物虐待傾向が終息しない・むしろ増大するケースもあり、これらのケースでは動物虐待を行わない人に比べ、暴力事件で4倍、薬物乱用やその他の反社会的行動で倍もの真犯性（犯罪を起こしやすい傾向）が見られるとされる。

「<https://ja.wikipedia.org/w/index.php?title=動物虐待&oldid=67354969>」から取得

最終更新 2018年2月12日 (月) 21:26 (日時は個人設定で未設定ならばUTC)。

テキストは[クリエイティブ・コモンズ表示-継承ライセンス](#)の下で利用可能です。追加の条件が適用される場合があります。詳細は[利用規約](#)を参照してください。